

# 暫定教育医 審査基準

がん治療に関する業績 (論文発表 5編)

論文 発表	対象疾患	<p><u>固形がん、血液の悪性腫瘍、肉腫などの悪性新生物 (ICD10; C00-C97, D00-D09)</u>が対象で、<u>良性腫瘍は認められない。</u></p> <p>例: GIST、カルチノイドは可。過誤腫、肉芽腫は不可。</p>
	研究内容	<p><b>臨床腫瘍学に関連した論文 (5編)</b></p> <p><u>がんに関する</u> 以下内容の論文</p> <p>基礎研究、臨床研究、治療 (がん術後の再建、手術機器の開発を含む)、診断 (検査機器の開発を含む)、検診、疫学研究</p>
		<p><b>がん治療に関する論文 (上記5編のうち、必ず1編以上 必要)</b></p> <p><u>がん患者の治療</u> に関する論文</p> <p>がん患者を対象とした 化学療法、放射線治療、手術、IVR、緩和ケア、内視鏡治療、がん術後の良性合併症に対する治療に関する臨床研究</p> <p>以下は「がん治療に関する論文」に該当しない。</p> <p>がん患者を対象としない、がん細胞を使った実験、動物実験、臨床検体を用いたのみの基礎研究、疫学研究。(ただし、臨床検体を用いて予後などの<u>臨床情報</u>との対比を行っているものは可。病期のみとの対比は不可。)</p>
	筆頭・共著・correspondence	<p>共同著者でも可。ただし、5編のうち、必ず <u>1編以上</u>は「筆頭著者」もしくは「correspondence」であること。</p> <p>※「correspondence」は、論文に correspondence author が明記してある場合のみ該当する。</p>
	論文の種類	<p>和文・英文は問わない。原著論文、総説、症例報告、letter to editor、correspondence は可。</p> <p>ただし、座談会、委員会の会議録、研究報告書、学会発表の抄録などは不可。</p>
	対象となる雑誌	<p>認定医制度規則第3条第6項②に定めた学会の学会誌、大学雑誌、医師会雑誌</p> <p>※上記以外の商業誌・書籍については申請後に資格審査委員会で審査する。</p> <p>※院内雑誌、パンフレット、小冊子は不可。</p>
	発行時期	<p>申請時までに掲載誌が発行されているもの、もしくは in press となっているもの (論文掲載許諾後印刷中の論文) のみ有効とする。</p> <p>※in press の場合には論文掲載を許諾する通知書のコピーと抄録を提出する。通知書のコピーと抄録が提出できない場合は不可。</p>
	業績の証明となる書類	<p>①掲載誌名、②発表年月、③題名、④著者名・著者の位置、⑤抄録</p> <p>がわかる抄録集などの印刷物のコピー、あるいは医中誌・PubMedなどの文献検索画面のプリントアウトを提出する。</p> <p>※抄録が提出できない場合は不可。</p>